令和 年寄附分 市町村民税 道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

| 令和 年 | 月 日 市 長 | 殿 | | 整理番号 | | | | | | | | |
|-------|----------|---|--|------|----|----------|---|------|------|------|------|--|
| | = | | | フリガナ | | | | | | | | |
| A === | 1 | | | 氏 名 | | | | | | | 印 | |
| 住 所 | | | | 個人番号 | | | | | | | | |
| | | | | 性 別 | | | | | | | | |
| 電話番号 | | | | 生年月日 | 明昭 | ・大 ・平 | : | | | | | |

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2 (第314条の7)第2項に規定する特例控除対象寄附金 (以下「特例控除対象寄附金」という。)について、同法附則第7条第1項 (第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例 (以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月 10 日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。
- 1. 当団体に対する寄附に関する事項

| 寄附年月日 | 寄附金額 |
|-------|------|
| | 円 |

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

| | (1) | 地方税法附則第7条第1項 | (第8項) | に規定する申告特例対象寄附者である | |
|--|-----|--------------|-------|-------------------|--|
|--|-----|--------------|-------|-------------------|--|

- (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。
 - (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第 120 条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条 (第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者
 - (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

| ② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である | |
|-------------------------------------|--|
|-------------------------------------|--|

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告 特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が 5以下であると見込まれる者をいいます。

個人番号確認書類(写し)・本人確認書類(写し)添付台紙 以下及び次頁

ワンストップ特例制度を利用される場合、【申請書に個人番号(マイナンバー)の記入】と【個人番号確認と本人確認の書類の写しの添付】が必要です。以下の①~③いずれかのパターンで、個人番号確認と本人確認のための書類をこの台紙に貼り付け、申請書と一緒に提出してください。②③は裏面が台紙です。

① マイナンバーカード (個人番号カード) をお持ちの方

| マイ | ナン | バーカー | - ドの表面の写し |
|----|----|------|-----------|
| | | | |

ご注意!

マイナンバーカードをお持ちで、引越などにより マイナンバーカードの記載内容に変更があったと きは、14日以内に市区町村に届け出て、カードの 記載内容を変更する必要があります。90日を過ぎ るとマイナンバーカードが失効となります。



マイナンバーカードの裏面の写し

| | 〒 | フ! | リガ | | |
|-----|---|----|----|---|--|
| 住 所 | | 氏 | | 名 | |

② 通知カードをお持ちの方

通知カード表面の写し(ただし、裏面に転居等の記載がある場合は両面)と身分証の写し(ただし、裏面に転居等の記載がある場合は両面)を貼ってください。

通知カードの表面の写し

ご注意!

マイナンバーカードをお持ちでない方は、<u>通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り</u>、引き続き通知カードがマイナンバーを証明する書類として利用できます。

通知カードの裏面の写し ※通知カードの裏面に転居先等の記載がある場合は、裏面の写しもこの台紙に貼り付けてください。

身分証の表面の写し

- ○運転免許証 ○公的医療保険の被保険者証
- ○パスポート ○身体障害者手帳
- ○在留カード などのうちいずれか1つ ※顔写真、氏名、生年月日又は住所が確認で きるようにコピーしてください。

身分証の裏面の写し

※身分証の裏面に転居先等の記載がある場合は、裏面の写しもこの台紙に貼り付けてください。

③ マイナンバーカードも通知カードもお持ちでない方 個人番号が記載された住民票の写しと身分証の写し(ただし、裏面に転居等の記載がある場合は両面)を貼ってく ださい。

個人番号が記載された住民票の写し ※A4サイズにコピーして、そのまま同封 してください。

住民票を申請する際は、マイナンバーが省 略されないよう請求してください。

身分証の表面の写し

- ○運転免許証 ○公的医療保険の被保険者証
- ○パスポート ○身体障害者手帳
- ○在留カード などのうちいずれか1つ ※顔写真、氏名、生年月日又は住所が確認で きるようにコピーしてください。

身分証の裏面の写し

※身分証の裏面に転居先等の記載がある場合は、裏面の写しもこの台紙に貼り付けてください。